

参議院建設委員会議録第十六号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)午前
十時二十三分開会

委員の異動

六月二十四日委員平井太郎君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

石川 葵一君

理事

石井 桂君

赤木 正雄君

近藤 信一君

武藤 常介君

委員

小澤 久太郎君

西岡 ハル君

酒井 利雄君

宮本 邦彦君

横川 信夫君

北勝太郎君

村上 義一君

湯山 勇君

国務大臣

建設大臣

竹山祐太郎君

政府委員

建設大臣官房長

建設省計画局長

石破 二朗君

滋江 操一君

米田 正文君

菊池 章三君

武井 鶴君

常任委員

会専門員

説明員
建設省住宅局 鮎川 幸雄君
住宅経済課長 鮎川 幸雄君

○日本住宅公團法案(内閣提出、衆議院送付)

○住宅融資保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する件(東北地方の水害に関する件)

○建設事業並びに建設諸計画に関する件(東北地方の水害に関する件)

○委員長(石川葵一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

前回に引き続きまして、日本住宅公團法案、住宅融資保険法案、「公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件」について総括質問を行います。質疑のおありの方は順次御発言を願ります。

政府委員は石破官房長、滋江計画局長、五十嵐都市復興課長が説明員として出席しております。

○石井桂君 きょう新聞を見ると、金表をしても差しつかえないですか、どうですか、その辺一つ……。

融公庫の貸付について新聞発表したようですが、今問題になつていてる貸付率の昨年より約一〇%低下について発表されても差しつかえないですか、どうですか、その辺一つ……。

○政府委員(石破二朗君) 実はまだ予算成立前でございまして、その点非常に

に心配したわけございませんけれども、年度も相当経過して参つておりますけれども、実は毎年の例といたしまして、予算が成立したらばという条件をつけまして予算成立前に毎年やらしていたお年よりな実情でございます。

去年はたしか三月の二十五、六日ごろに発表したと思います。なお、実際の受付につきましては、一般の方につきましては七月の十一日から受け付けるということにいたしております。もちろん、予算が国会において修正等がないことにつきましては、それに応する準備は整えておくようなどうことを申し渡しております。

○石井桂君 毎年の例におよりになつたかもしませんけれども、融資率が変更のないようなときには、予算が通ればということですといふと思うのですが、今問題になつておるのは、金融公庫住宅では、住宅計画の一環になつておる金融公庫住宅での融資率が問題になつておる。そこで昨年よりも一割ほど低率にして貸し付けるということであれば、これは一般の庶民の人人が、昨年通り貸し付けられると思っていた人は、ここであきらめてしまうと思うのです。そうして比較的金持ちだけが希望を持ってこの発表を読むだらうと思ひます。そういう不都合が、これから予算がきまり、いろいろな公團法や何を通る、その間ににおいて、この国に思ひます。そういうよろづや条件でもつけられると、せっかく発表したもののがむだになります。

○政府委員(石破二朗君) 「お話を通じておきましたとして、当委員会におきましても非常な御論議があることは十分承知いたしております。従いまして、

かりに御審議の結果、融資率を若干でも変えろというようなことになりますれば、やはりあの手続はもう一ぺんやり直します。承知いたしております。従いまして、相当の期間をおいて希望者を募集するという手続をとるつもりであります。

○石井桂君 私はなるべく早く発表することは賛成なんです。今年度の住宅に対する計画を発表して、そうして国民が住宅ができるよう結局便利になりますが、当然なら一ぺんやり直すと

なりますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

かちょっと、われわれからいえば、ばかりに思ひますから、非常にけつこうなんですが、どうもまだはつきりして、融資率を政府の計画通り一割下げてきまるかどうかわからぬ今の段階で発表するということは、どうもまだいわゆる参議院軽視問題もわれわれからいえば考えられるわけです。何

○政府委員(石破二朗君) 従来からやつております。従いまして、今年は三回以上継続して落選しておられる方に、大体無抽せんと、選考だけでお貸ししよう。大体まあ五千戸程度ありますねかと思つておりますが、しかしこれは、従来三回続けて申し込まれた方のうちで、何ぼかもう棄権されることを衷は見越しております。従いまして、これが全部出てくるというようなことになりますれば、必ずしも無抽せんということにはいかないかと思ひます。前例はあります。

○近藤信一君 梨権されるものを見込んでといふことは、これは、先ほど石井委員が言わされましたように、融資率が下つたので申しこみがないだらうと

○政府委員(石破二朗君) あよつとそが、さつそく計算いたしてみたいくらいにあります。

○石井桂君 これは一割上げられる公算もすいぶん大きいと思うのですが、何戸計画になりますか。

○政府委員(石破二朗君) お話を伺つてお貸しすることだと承知しております。

○政府委員(石破二朗君) お話の通りば、何戸計画になりますか。

○石井桂君 そういたしますと、四十戸計画が何戸計画になりますか。

○政府委員(石破二朗君) あよつとそが、さつそく計算いたしてみたいくらいにあります。

○政府委員(石破二朗君) お話を通りでございます。

○石井桂君 そういたしますと、四十戸のうちの四千五百戸とするところは考えて、そのくらいな異動は

もしないが、その場合融資率を去年通りしたならば何戸減るかぐらいの計算をしていないのは、どうも政府当局

の怠慢のようと思われる。非常に簡単な算術ですからね、五分もあればできてしまふ。だから、石破官房長御存じなくとも、南部課長あるいは鎌田課長、なかなか立派な方が済々ありますから、関係者から……。

○委員長(石川榮一君) この際説明員を御紹介します。説明員は鶴海都市計画課長、南部住宅企画課長、鎌田住宅

建設課長、南西部住宅企画課長、この四氏が出席しております。

○説明員(鶴川幸雄君) 今年度の住宅人は——これは第一審査と第二審査とありますね、あるでしょ。それで、第一審査ではねられた人でも、とにかく三回以上申し込んだ人ならば、だれ

でも今度はかまわず、条件さえ備わつておれば優先的に貸し付けられると、こういうことに理解してよろしいです。

○石井桂君 そうすると、まあ昨年通り融資率を据え置けといふような条件

でもつけて予算でも通ることになれば、まあ全体からいって四十二万戸のことをもつと来年、来年のことを言うと鬼

うち、四千五百戸が減るということになると、それが笑うかもしれませんけれども、戸数

も、現在の公庫法の建前からいたしまして、そういうことはちょっとと考えられ

ませんけれども、住宅政策全体として、公庫の性格を変えるといふよう

な事態になりますれば、お話のようないいえは想像されるわけです。こと

ともあるいは想像できないこともあります。それが、自分らとしましては、やはり今年のバランス、三種の方式のバ

ランスをそれぞれ後年度に延ばしてゆ

ります。減ったことについて。四十二万戸をふやすために、さらに六割五分が五割五分になりあるいは五割ぐらいで

あります。これまで考えたことはないのですか。

○政府委員(石破二朗君) お話を通りながらいえは想像されるわけです。こと

も、政府の計画した十七万五千戸のほうがあるという成績は、私は九十何パーセントができるわけですから、国民は責めまいと思うのです。それと同時に、政府の計画した十七万五千戸のほ

ぼどの二十四万五千戸のこれができるか

つかないかといふ、何といいますか、不たしかな条件ですね、その方がよ

りは国民は非常に喜ぶのですから、今はまだおそれないと思うのですが、そこまで後退することはどうも想像でき

ません。そこで、その中間ともいふべきところに公團方式による住宅二万戸を入れ

ました関係上、そういう関係もありますが、この融資率は若干下げてもよか

るというところでこういう措置をとつておるわけあります。何ら措

置を講ぜずに住宅金融公庫の融資率だけを下げるということは、私どもとしまして、この融資率は若干下げてもよか

るというところです。現在考えておりません。

○石井桂君 ですから、日本公團法で

したか、住宅公團法、これの措置をとつたから下げるということあります

からでもおそくなうことですが、そこまで受けるわけです。そういうことは心配ないです。

○政府委員(石破二朗君) 住宅金融公庫の法律にも書いてあります通り、や

はり住宅金融公庫のねらいとしますところは、非常な金持ち階級じゃありませんで、御報告を願います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 大へんお

そくなりましてまことに恐縮でござい

ますが、委員長からお話の東北水害は、少しむだんと型が違つた水害で、原

も大へん心配をしておりますので、昨日さつそく防災課の専門家を二人派遣をいたしまして、現地との連絡に当っておりますので、初め考えましたよりもだんだんと範囲が広くなつております。しかし大局的に見ますと、非常に雨量が多かつたので、あとから具体的なことは河川局長から申し上げますが、全体的に憂慮いたしますのは、私の方の橋だと川の問題もありますけれども、何しろ一番米所の本場が田植のあとで冠水をいたしまして、その後の病虫害の発生等を考えますと、これは農業としては非常に大きな被害になりましたとしているよなわけであります。なお刻々連絡をとつておりますので、また事情のわたり次第御報告をいたしましたが、今日までわかつた状況について、河川局長から申し上げさせることにいたします。

正確な調査ができることがあります。この数字は変って参ると思います。その点御了承おきを願いたいと思います。
第二ページでごらん下さい。ようやく、青森、岩手、秋田、山形、新潟、宮城の六県でございまして、そのうち宮城はまだ災害の金額の報告が参つておりませんが、他の五県の集計は、被害個所が二千二十八個所、金額にいたしまして十六億八千五百三十一万一千円という数字でございます。災害の規模としては、国の全体から見ますと、従来の実績からは大体中程度の災害でござります。

第一ページに歸りまして、一ページの一番下の参考という欄に、昭和十九年度災の六月末日までの被害を参考にあげておりますが、百九億六千一百八十万七千に対しまして、本年度の災害は本年に入りましてから、冬季の風浪災害以来今日まで、今度の分を含めまして、六十五億五千七十四万九千円というのが、その参考と書いた欄のすぐ上の行の右の方に六十五億五千百万円と書いてございますが、これがごとしになってから災害の集計でござります。昨年対比で申しますと、昨年の六割を上回る程度でございます。大体そういう規模だということを申し上げるために、参考資料を付けておきました。

第三ページは直轄河川の被害の状況でございますが、主として北上川水系、最上川水系、雄物川水系、米代川水系等でござりますが、堤防の法くずれ、決壊程度で、全面的に破堤をいたしましたというような被害はございません。被害としては、まだ直轄河川については非常に軽微な程度であろうと想

像いたしてあります。今日までの報告においてはその程度でございます。しかし北上川の一関上流付近の水位は本当に水位が上つておつたのは、この表にある通りでござります。

その次の第四ページに、今までに報告がありました被害の数字を個別に書いてござります。人的被害から建物の被害、耕地被害などをずっと書いております。比較的耕地被害が多くつたために、早場米地帯の水田に相当な被害を生じているということが想像されます。こういう点が現地でも問題になつてゐるのではないかと思いますので、われわれとしてもなおこの点についての資料等は今後極力集めるつもりであります。

以上概要でござります。

○委員長(石川榮一君) ちょっとと伺いたいのですが、本年度の中央気象台における長期予報は建設省の方へすでに通報があったと存じますが、本年度の長期予報のあらましが伺えましたら伺いたいです。

○政府委員(米田正文君) 参つておりますが、きょう手元に持つておりませんので、後刻印刷にして差し上げることにいたしたいと思います。

○委員長(石川榮一君) もう一つお伺いしますが、災害の終戦後における集計を防災課に調査をしてもらいましたのですが、詳細のことがよくわかりません。だいぶ手間をかけて調べていただけましたが、災害のよくなものは年年集計をされまして、建設省のものばかりでなく、他の省のものまで建設省はお調べ願いまして、どのくらい水災があるものなのか、建設省関係のもの

はこう、農林省はこう、運輸省はこうと、こういうものを御集計願いまして、どのくらいの数字になるかということを一応はつきり把握してゆきまして、そしてその災害に対する国策を立ててもらわなければならぬと思う。その統計が今ないそうですから、今調べてもらつたものをお伺いしますが、これには農林省の一般災害はわかつておりません。建設省の調べましたといわゆる民家、一般民の金額の大体もつかんでおりません。ですから、そういうものを一つこの際、災害支出の状況でありまするから、終戦後程度のものは全部お調べ願いまして、正確なものを委員会に御提出を願いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 承知いたしました。
○赤木正雄君 それに関連して……。今石川委員長のお話は、二十一年度からでありますたが、私はやはり過去十カ年という観点からいへば、二十年度からのもののがいいと思いますが……。
○委員長(石川榮一君) 私も賛成いたします。
○石井桂君 今度の水害に對してこの間の水防法の改正はどういうふうに響きましたか、おわかりになつていれば……。まだこまかく行き渡つていいかう、一つも影響がなかつたかどうか。
○國務大臣(竹山祐太郎君) 実は、地方と十分連携をとつた上で、ただ法律を施行しただけではいけないといふことでその準備をいたしておる段階でありますたし、あすその会議をやる予定にいたしておるよくなわけだつたのですから、率直に申し上げて、どうも法律のせつかくの御審議をいただきましたけれども、法律によつての実効をおさめ得たとは申せませんが、しかしその氣持で今も十分連絡をいたしております。
○委員長(石川榮一君) それに関連してお願いしておきますが、あの水防法の補償の段ですが、あれを彈力のある解釈をとつていただきまして、現在すでに七人の死亡者が出てゐる。行方不明を加えますと十三人になりますが、おそらく行方不明者も死んでおりましよう。これらの死者を出しております地元の管理団体あるいは町村といふものは、非常に疲弊していると思う。今までいつも毎年災害に見舞わ

お尋ねの所だと思うのです。従つて、この補償法の災害補償が完全に行われているとは私どもは考へられない。ですから、補償の点を生かしてもらいまして、今度初めて施行されるのですから、思い切った補償をあの線から出してもらいまして、地元の負担にたえられないそういう公務災害補償並びにこれに準するものに対しては、政治的な考慮を加えていただきまして、模範を示してもらいたいと思います。单なる補償が、財政的な妥協が十万円だそりあります、十万円程度ではとてもこの東北方面の、非常に失礼ですが、零細農家の多い、年々災害をこうむるところの管理団体、町村はなえられないとすれば、災害復旧に目を回す。みずから損傷に目を回すという状態ですから、思い切つて一歩政治的な考慮を加えていただきまして、水防法のねらいとするところを、せんけれども、水防補償の分はここにやうに希望します。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 委員長の御趣旨、よく努力をいたしますが、たゞちょっと私の聞き違いかもしれませんけれども、水防補償の分はここに申出ております死傷者の中の一部であるかと思います。まだ実情がよくわかりませんので、調べましてよく……。

○委員長(石川榮一君) ただいま私が申し上げたのは、全部水防団員だとは思ひませんが、水防団員を含んでおるかと思いまして……。

○政府委員(米田正文君) 御参考に申立てます。水防法、今度の改正の公布は、七月十日になる予定でござります。

○委員長(石川榮一君) では伺います。建設前からは、遡及しないことになつております。十日というのは、公布の手続き、事務的な手続、私どもが県へ十分法律の趣旨を徹底するための時間、それから政令を作る準備、そういうものに最小限見まして、そういう打ち合せをしております。

○委員長(石川榮一君) そのことは今まで聞いておりますが、要するに、予算的な行政措置といいますか、ある程度今までやつておると思う、その線を生かしていただければいいわけです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 丁承いたしました。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 丁承いたしました。

○湯山勇君 非常に基本的な問題について、大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。まず私の根本的な考え方をさきに申し上げて御質問申し上げた方が、よく御答弁いただけると思います。

私はこの公団法をざつと一通り見まして、この法律の必要性ということについて非常に疑問を感じておるものでございます。そこで、今回の公団法が、今年度の住宅計画二万戸、これを対象としたものであれば、その二万戸は必ずしも公団といふものによらない

で、従来の公営住宅なりあるいはその他の方法でもって、十分今之二万戸くらいのものは達成するのではないか。ことにこれにはたくさんの政府資金なり、あるいは地方公共団体の資金なり、民間資金にいたしましても、野放程度政府の方であつせんとかその他の方法が加えられると思いますので、そなつて参りますと、むしろこれは、この二万戸はたとえば公営住宅なら公営住宅でやることの方が実際的ではないかというような感じがあるのでございますが、この点についてははどういう御意見でございましょうか。

そういうことになりますには、いろいろな問題がありますけれども、たとえていえば、公営住宅を一番中心の施策と考えることには従来と何ら考えを変えておりませんし、従つて、三ヵ年計画を公営住宅法に基いて御審議をして、ただいておるのはそのためであります。今までの建前からいたして、地方に財政負担を非常に大きくかけていくと、いうやり方では、公営住宅に非常に地方の圧迫が強くなりますので、家は建てたし地方には財政負担となるべくさせたくないということを考えますと、公営住宅法全体を直すということを考えられますけれども、それは今日いろいろまだ混亂が来たしますし、従来のものとの比較の問題も起つて参りますしょうし、いろいろ制度的に矛盾混亂等が起りますから、公営住宅そのものの建前はくさらないという前提に立ちますと、まず今の状態では五万户程度がわれわれは地方財政負担の限度であります。そうしますと、他の方法によつてこれを補つていく方法をとる方がよからうということと、それから公庫等においても、また公営の中におきましても、耐火建築のいわゆる中層以上の高層アパートというものが今日の時代の要請であります。そういうものに漸次焦点を向けて参りたいという政策を强行をいたそとしますと、これまで非常に資金量がその面に集中をいたしまして、他の低家賃の小さい方の住宅に圧迫が参りまして、どうしても、理想はいいのでありますけれども、現実に低家賃の住宅を要求する国民の層に対してもうまくいかないといふようなこと等も合せて考えますと、こ

の際思つて中層以上のアパートといふものは別途の資金考慮をいたしまして、公営及び公庫の中からこの相当部分を引き抜いて重点的に思い切つてこれを進めるということと、今までやりました公営及び公庫の制度をできるだけ伸ばしていくことと、三本立てで参考することが今申すようないろいろな角度からの住宅に対する要請にござる。住宅の推進、住宅促進の方策としてよからうというふうに考へた次第であります。

○湯山勇君 そこで、今大臣の御答弁にありました低家賃住宅を必要とする階層、それ以上の階層、それぞれの階層ということを一応頭にお入れになつて公団の方もできたというふうに考えられるわけですが、まあ従来の民間住宅、いわゆる民間住宅の実績を、私資料を今持つておりますけれども、見た記憶では、戦後の二、三年間に民間資金による、自己資金による住宅といふものは數十万戸ずつ非常に急速に建築まして、あと多少の波はあるにいたしましても、だんだん低下していつている。そこで、實際今住宅に最も困っている階層といふのは、今おつしやつたような各階の階層といふよりも、まあ今日の日本の状態ではやはり公営住宅程度の低家賃の住宅をほしい階層が一番大きいのではないか、こういうふうに考えられるのですけれども、それに対する資料的な説明、これは大臣からでなくしてけつこうでござりますから、どなたかから御説明いただければと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ごもっともであります。私の先ほどの答えが十分でなかつたと思いますが、今お話

ないかという御意見が出てくるやうな事のものはよくわかりますけれども、われわれは地方負担をかけないでその分を中央の資金で負担をしていくといふことを公団のねらいを持っていますゆえんのものは、公営方式に準じてできるだけ低家賃の家を持つていてほしいたい。しかしそれには中層アパートといたる、住宅からいえば最も近代化されたものをこれでやつていてこうといふところに、結果的に見ると、高い家賃の家になるじゃないかということありますけれども、公営でいう低家賃の家を公団で作るという二重の政策はこれまで要らぬことだと思いますから、それはあくまで公営の方でできるだけやつて、従来公営の中でもやつておりますけれども、非常に金をその方へ集中しかけて

しのよくな意旨を考えて参りますと、やはりどこまでも公営住宅によるだけ低家賃の住宅を多く供給するということは、依然として私はやはり必要なことには何ら異議もなければ、そう考えております。ところが、先ほど申し上げましたように、その公営の方針を無限に拡大できるかといふと、今の建前をとりますと、地方財政負担という点において制約がある。そこでこの公営方式に準じた方法をどうして考えていくかというのが公團方式の一つの特徴は、公庫のような半額負担を地

おりましたところの中層以上のアパートといふものを公団に引き抜きました。その財政的な負担を軽からしめて、それを低家賃の家の方に向けて、そうして一方で公団でその分を補つて、なおかつ拡充した中層アパートを公団でやつしていく。従つて、われわれの考え方としては、公営に準じた家賃に公団を持つていつて、そうして公庫はそれより高くていいというわけじゃありませんけれども、実質的に個人の負担がられないればその方に行かざるを得ないという段階に考えておりましますので、いろいろ御批判はありますよ

らないのではないか。今おっしゃつたように、地方財政にこの上負担をかけるかけないといふことは、國の方でその気になりさえすれば、これは大して問題にする必要はないのではないかといふように思いますが、これは大臣はどういうふうにお考えございましょう

○田中一君 この資金の関係ですが、これは政府がはつきりと六十億といふものを資本金を出す、財政投融资をする。しかし四条の四項に、地方公共団体の出資といふものは何ら明確にされていない。あなたはよく計画全体を見ると「二万戸」ということを言っておられますけれども、六十億じや二万戸はできません。そうすると、地方公共団体から幾ら来るかということが明確になつていいないので、ここには出すことができるとなつておるのでですからね。出すことができるといふものと、二万戸を作ることと、どういう具体性

十六億というふうなことを書くか書かないかと、いうことになりますと、これは情勢が変わつて参りまして、地方ももつと持てるといふことになるかもしませんから、また今お話しの、いつ幾ら出すのかということを明確にしないのはおかしいじゃないかといふお話をこもつてありますように、半年の間に実行いたさないで済まなければなりませんので、まず六十億の政府出資をもつてでも公団は出发させますように、地方の方は地方の方でそれぞれ

○湯山勇君　ただいまの御説明で他の部分はよくわかつたのですが、地方財政との関係ですけれども、今日の地方財政は、これはもうほとんど大部分国に依存しておる状態でございまして、地方財政が逼迫しておるとか逼迫していないとかいうことは、客観的にと申しますすか、第三者的な立場からいふとではなくて、むしろ政府の政策がそろそろやうにしているのだ。もつと端的にいえば、地方財政が困っている、公営住宅の地方負担にたえないといふことであれば、地方財政計画をもつと多くその方に見積りまして、そしてそれに対する譲与税、そういうものを見ていけば、これは簡単に——簡単にと云ふ表現は悪いのですけれども、簡単に片づく問題でございますから、地方財政の面だけからでは私は大して問題にな

と、これは住宅だけを完全に孤立した政策でもって行くということは、もちろん内閣の重点施策でありますから。現に今年度のごときも、困難ではあるけれども住宅の起債といふものは最優先に考えて参つておりますから、ある程度のことは実現はいたしますけれども、これを無限大に住宅だけを引き離して財政計画を考えるということは、今のわれわれの立場、今の現実といったしましては、これはおのずから限度があるということになりますて、政策立案の立場によつていろいろ違つて参らうと思います。従つて、われわれとしては、現実の地方財政、中央の財政、一般金融情勢といふようなものを勘案をいたしたその中で、住宅政策を重点的に扱う方法を考えて参つたのが、今度の考え方であります。

資といふものと書いたのじやないかと思ふのです。そこで具体的にいつごろ幾ら投資されるかということは、目安がなければならぬと思います。この前も一べん伺いましたけれども、明確に御答弁がなかつたのです。もう衆議院を通つたのですから、目安があると思います。目安を明確にされたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは目安は初めからはつきりしておりまして、十六億といふものは、地方財政計画の中に新規の分としてはつきりと、同じ住宅資金の中からも分離して計画を立ててもらつておりますように、この部分は自治府としても、この公團に伴う出資の資金として明らかに計画の中に入れておりますように、十六億といふことは明瞭であります。ただ、法律に

出発する。第一日で全講へんに建設するわけではありませんから、そういう意味で法律は書いてあります。十六億は少くとも今年度の目標でありますかね。それら、それは漸次できるだけすみやかに地方から出してもらうという建前をとつておりますので、法律には今御指摘のように十六億をいつ出すというふうにわざと書かなかつたゆえんのものは、ねらいが公団の設立をすみやかに行おうといら趣旨でありますので、御承いただきたいと思います。

田中一君 どこがどのくらい出しますか。

國務大臣(竹山祐太郎君) これは当初の考え方は、東京、大阪、名古屋等の大都市中心に必要に応じてそれぞれ話し合いで持つてもらおうというつもりで、衆議院で承りたいと思います。

おりましたところの中層以上のアパートといふものを公団に引き抜きました。それで、その財政的な負担を軽からしめて、それを低家賃の方に向けて、そうして一方で公団でその分を補つて、なおかつ拡充した中層アパートを公団でやつしていく。従つて、われわれの考えといたしましては、公営に準じた家賃に公団を持つていって、そうして公庫はそれより高くていいというわけじやありませんけれども、実質的に個人の負担が高らえればその方に行かざるを得ないという段階に考えておりますので、いろいろ御批判はありますよう、現実の家賃という段になりますと、公営の低家賃の家よりは高く見えますけれども、われわれの意図しておらずますところの公営に準じたものに持つていきたいという考え方であります。

うないのでないか。今おっしゃつたよ
うに、地方財政にこの上負担をかける
かけないということは、國の方でその
気になりさえすれば、これは大して問
題にする必要はないのではないかとい
うようにも思いますが、これは大臣ほど
ういうふうにお考えございましょう
か。

○國務大臣(竹山祐太郎君) もちろ
ん、お話を通り、その地方負担をい
うものはほどんど大部分というものは起
債財源に待つておるという現実から見
ますならば、これをどんどん必要なだ
け与えればいいじゃないかということ
にもなるわけでありますが、これは政
策全体の問題となり、中央、地方の全体
の財政計画との問題になりますから、
これは立場の違いといいますか、御議
論を申せばいろいろありますしょうけれ
ども、見度つき悪く多 ciò まへ

○田中一君 この資本金の関係ですが、これは政府がはつきりと六十億といたものを資本金を出す、財政投融资をする。しかし四条の四項に、地方公共団体の出資というものは何ら明確にされていない。あなたはよく計画全体を見ると二万戸ということを言っておられますけれども、六十億じや二万戸はできません。そうすると、地方公共団体から幾ら来るかということが明確になつてないのです。ここには出すごとができるとなつておるのでですからね。出すことができるというものと、二万戸を作ることと、どういう具体性があるか。今湯山君からの質問もある通り、地方財政がそこまで、たとえ若干でも投資をする余裕があるかどうか、非常に懸念されるのです。そこで二万戸といつじつまを合わせたため

十六億ということを書くが書かねかと
いうことになりますと、これは情勢がよ
く變つて参りまして、地方ももと持てる
るということになるかもしませんとおも
し、また今お話しの、いつ幾ら出すの
かということを明確にしないのはおか
しいじゃないかというお話はごもつて
ありますように、半年の間に実行いたさな
ければなりませんので、まず六十億の
政府出資をもつてでも公団は出発させ
る。地方の方は地方の方でそれぞれ手
続をいたしましたり、全部が一齊に預
けられませんので、まず六十億の
設立をおくらすということになります
と、全体の事業に差しつかえますので
で、公団の設立は政府の資金だけであ
ります。

院の建設委員会等の付帯決議にもありますように、公団の建設はそういう限られた都市だけにやるべきでない、できるだけ地方の要望に沿うようには必要な所には分散をしろという御意見もあります。また今後参議院の御意見等もよく伺いました、実際に合らざるに心を持って参りたいと考えますので、今のところ、大体の方向としては前に考えたようなことを思つておりますが、それにとらわれないで参りたいと思ひますから、今のどこにどれだけといたしておらぬよ

○湯山勇君 そこで、今的地方公共団体の負担と地方財政計画との関係であ

りますが、これは現在の状態に立てば大臣の言わることは肯定できると思

いますけれども、今日の地方財政は今

の状態であつてはならないといふこと

は、もうこれは今政府も十分お認めになつておりますし、来年から改めて

いこうということは、自治府長官も大

蔵大臣も言つております。そしたら

いうことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建設省だけで地方財政をどうこうするわけにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

設省だけで地方財政をどうこうするわ

けにはいきません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

方として、今自治府長官や大臣の心配いたしておりますことは、ある意

味においては膨張し過ぎた地方財政と

その立場を異にして根本をかえれば別

問題であります。私がこの状態をわかれ

少くも考えられない。従つて、むしろ

地方財政といふものの整備をいたすと

いう立場からいいうならば、いろいろな

大をむやみにしていくといふことはむ

ろしお困難になつてくるのではないかと

いふことすら、憂慮を私はいたしてお

りますので、今度も道路のいわゆる地

方負担を思い切つて減額したり、住宅

政策についても、多少消極的だといふ

非難は受けても、こういふ考え方をと

りますゆえんのものは、今後十カ年計

画を考えて住宅政策をやつしていくと

いうのに、今年だけの考え方ではないけ

ませんから、そういう意味で十分将来

の地方財政といふことを考慮を入れて

考えたつもりでありますので、むしろ

私は公団方式といふものによって地方

財政にこれ以上負担を多くかけていく

べきではありません。お話しの点はよく

わかりますが、私は全体を眺めた考え

しよか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建

は、政府が財政負担をし、政府の政策としてやる以上は、これはやむを得ないことであります。そこでその点をどうでもいいといふわけには参らぬと思いますし、また一面、世間からいろいろ御批判がありますように、過去のいろいろな公団等のことについて今後の心配をされる向きもありますから、われわれはあくまでこういう国民の税金でやる仕事をありますから、何ら世間から疑惑や心配を持たれぬよう、あくまで厳正に事業の遂行をいたすためには、政府も当然に責任を持っておりますから、監督については万遺憾なきを期して置かなければならぬ、ということがありますし、また土地区画整理事業といふ特別の権限をこれに与えておりますから、このことに關しては土地区画整理事業そのものの根本的性格からいたしまして、公団の勝手にまかせるわけにはいきませんから、これも基本法との関連におきまして、建設大臣は三重の資格においてこれにそれぞれの権限を留保して置かなければならぬといふようなこと等がありました、大へん建設大臣のことばかりうたつていて、もう恐縮でありますけれども、これでも必要最小限度にとどめたつもりであります。が、なお専當に当りますは、もちろん、御趣旨のように、いたずらに政府がのさぱり出て、実際の事業に支障を来たすというようなことのないように努力をいたすつもりであります。

して、早く家を建てるということは、むしろ逆になる可能性が多いと思
います。それから私は、こういう住宅に対しても大臣の責任、監督といふもの
がなくてはならないものだということについては同じ意見でござります。わ
しろ私は、もつと積極的にいえば、公團の一切のことは大臣の責任だと、こ
ういう建前が必要だと思ひますから、この権限についてとやかく言うのでは
なくして、むしろ、これだけの権限、責
任を持つたのだとすれば、公團といふよ
うな形をとらないで、建設省の特別会
計、住宅特別会計なら特別会計という
もので、明確に直接大臣が責任を持つ
ておやりになる、あるいはそこまでい
かないにしても、公社といふような形
にすれば、やはり公團よりもっと大
臣の責任、こういふものは明確でござ
いますから、公社といふ程度のもので
やつていく、この方がむしろ、今日の
公團の内容、実質から見て適切ではな
いか、こういふことをお尋ねいたした
のでござりますが、公社にするとか
特別会計にするとかいうことについて
は、御検討になられましたでしよう
か。なられたとすれば、そうした場
合、どういう点が不都合だということ
がございましたならば、御説明いただ
きたいと存じます。

決して私は否定的な意見を持つものではありませんけれども、政府のいろいろ自分の役所を作るだけでも、なかなか民間がやるようには簡単に参りません。まして、個人の住宅を政府が直接作っていくという考え方が、果して今この役所機構として適当であるかどうかという点については、私はどうもあまり適当でないと考えて、特別会計の考え方方はとりません。

もう一つ、公社あるいはもつと政府機関に近いものにしたらどうかという考え方、これもごもっともであります。が、そのやつでいきますについて、消極的な理由にはなりますけれども、民間の資金を入れたり地方の出資を求めたりといふ、この住宅に伴つて少し形の違つた組み立て方を考えて参りますと、どうも特別会計または公社といふ制度には、やつてやれないことはないかもしれません、非常に建前上、立法上、非常に複雑なまた困難があります。して、やはり自由に民間資金を入れ、また地方負担も適当に地方との責任の分担をいたして、いくという建前をとるには、この公團が最も、研究の結果適当であると、かように考えた次第であります。

○湯山勇君 すべてを国でやるということには問題がある、それはたしかに全部を国がやられると、いうことであれば、問題ですけれども、すでに公営住宅というのがありまして、これはもちろん地方と一緒になつてやつていく。すれば、この計画でいけば四十二万戸の中のわざが二万户でありますから、この程度のものを国でもつて機動的に配置していくということには、むしろ事宜に適したやり方であるとも言える

うのがでてきております。これなんか
らつしやらなかつたとすれば別ですけ
れども、実は、今度アヘン特別会計と
いうのができております。これなんか
は、昨年初めてわづか一億そこそで
したけれども、入れたものさえも特別
会計にするくらいで、特別会計をふや
すふやさないという基本的な問題か
らいそば、これは問題になると思ひ
ますけれども、今の政府は必ずしも特
別会計というものについての確固たる
方針はないとは見ております。とす
れば、それこそ運用によつて、これを地
方とのつながりをもつて特別会計なら
特別会計でやつしていくということは、
決してこれは、困難なことではないと
思ひますが、あるいはまあ特別会計に
いかないにしても、公社にいたしまし
ても、公社が地方とのつながりがとれ
ないという性質のものではなくて、す
でに公営住宅で十分地方との提携を
し、その調整用として公社がその間に
あってやつていく。公社ならば、民間
資金の導入ということは、すでに他の
公社にその例がありますように、国鉄
にいたしましても、あるいは電電公社
にしても、民間資金はどんどん入れて
おりますから、この点も私は今大臣が
言わされましたような心配はなくて済む
のではないかというようになります
が、重ねてこの点についての御意見を
伺いたいと思います。

機関が責任を持つといいますか、その住んでおる人に密着をした施策をすることが実情に合うのであって、政府が直接立って分譲をするといったような行き方は、住宅政策では私はむしろ反対の感じを持つものであります。しかし、住宅政策を政策として強調をして参るには、政府が思い切って乗り出さなくちゃならぬ。その乗り出し方と同時に、将来住宅の管理等をすることをあわせて考えますと、政府が全面的に乗り出すべきものではないということを考えますので、これ以上は見解の相違になろうと思いますが、さよくなわけではありませんから、国鉄とか電話とかいうように、政府が実は今まで政府の直営でやってきたように、政府がみずからこれを持つべきものだといふ建前のものと、住宅のようなものとは、これはどうも私は同じには考えられない、しかも国鉄及び電力公社も、民間が出資をしておるのではありませんので、民間の資金を公債の形において受けとめていくということには、これはもう、何ら、公共企業体であり独立採算制をとる以上は、どこまでやつたってもいいわけですが、将来も住宅債券券発行等も法律で考えておられますように、そういう建前には進んで参りますけれども、私はやはり政府がこれを最終まで管理をしていくというような形だけを強調するよりも、できるだけこれを地方に結びつけて考えて参りたい、ということの意味において、この際地方の出資を求めておる。金額は多くはないまないけれども、地方の出資を求

め、また運営に当つては地方代表をも加えるという細心の注意をいたしておりますゆえんのものも、住宅という性格から来ておるつもりでありますので、御意見ではありますけれども、私は国鉄並みにやっていくことがいいかどうかということについては、若干考え方を異にいたしておりますわけあります。

○湯山勇君 私はまあ、大臣是非常に大きな立場に立つての御答弁でございましたけれども、私もそこまで立ち至つての質問を申し上げたわけではなくて、この法律案全体を見渡して、最初申し上げましたように、非常に大臣の権限、これが大きい。そしてそれに對しては大臣は、そういう責任と監督とは大きくしたい建前である。こういうことでございましたから、そういう立場を肯定して、そういうお立場に立つのであれば、ぜひむしろ公社なりあるいは直轄の方が趣旨が徹底するのではないかということを、別にすべて國家管理方式とかそういうことでお尋ねしたわけではないのでございますから……。この点はしかし、実際私もそこまで立ち入つて御質問したいのですが、さいますけれども、議論になりますから、これはこの点までにいたします。

次に、やはりこれと関連して、公団に入った職員、政府機関から入つた職員の特別な措置がござります。この措置に反対の立場ではありませんけれども、こういふ例はほかにござりますでしようか、他の公團について。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 詳細は官房長から答弁してもらいますが、例があるといえばあるし、それから今度こらいう形においては実は新例を開かせ

るためには、一ヵ月以上もこの一点たゞで実は法律がおくれたほど、率直に内輪を申すと、苦心をいたしたわけであります。まあ役人のことばかり考えてはなんごとばかり力んでおるのはおかしいではないかということをおっしゃられればそれまでであります。が、私はやはりこの仕事をすみやかに、またスムースに、政府の政策とマッチして進めしていくためには、民間と役所とが人事の交流ができるだけいたして、その間に十分政策——法律の権限などに基かないで仕事をスムースに進めていくためには、こういうことがぜひ必要であるというふうに考えまして、部分的には新しい新例を開くほどこのことには考慮を払つたような次第であります。が、しかしこれは公団あるいは住宅政策の根本の問題からいえば、派生的な問題でありまして、まあそれだけを力んでおるわけでもちろんありません。同時に、これにはいろいろ将来の建設行政の運営等も、あわせて考慮をいたした点もあることを申し上げておきます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは申
在の段階におきましては、私が一切の政
治的責任を負うべきものだと考えてお
ります。理屈をいえば、公団ができてわ
らはその事業の執行は公団の総裁によ
て行うわけでありますから、部的な
問題はいろいろ起るかもしませんが、
けれども、しかし全体を総括をして政
治的責任はすべて私にあると考へてお
りまして、今お話しの通り、私も決
して安易に考へておるわけではありません
けれども、これは政府の政策としてお
りまして、何としてもやりとげなければなら
ない。また私は諸般の御審議の御決定を
いただきますならば、すべての準備をし
て今日までのことをすみやかに、準備
態勢に入つてゆきますならば、私は今
の情勢から判断をいたしまして、なし
得るものと考へておりますので、その
後の責任はどうするかということにつ
いては政治的には考へなければなりま
すまいが、今のところ別に具体的に考
えてお答えをするということは考へて
おらぬよくなわけであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは
直に申し上げますと、今までの段階
に、公庫及び公營の制度において進歩
の過程を見ますと、いろいろな形によ
りて住宅政策がその時期に応じて變
つて來ております。戦後の混亂時代、
何でもいいからすぐ家を必要とする
といった時代、それからだんだんと安
定してきて、また収入の点で階層の差
等もだんだん激しくなってきて、インコ
レを経たデフレの段階に入つてきてお
るといふよくな、その時期々々に応じて
いろいろ要請が變つてきておる。しかし
住宅に関する限り、家のないものばかり
ほしがるということにおいては一貫して
おりませんけれども、そういういろいろ
な段階を経てきておる。それに応じて、
住宅政策の変化を考えてみますと、
漸次、国民生活の安定に伴つて、でき
るならば文化生活といいますか、生活環
境のいい住宅を求めてきておる。一方で
また世間も、国費を費す以上は耐火性
の家を建てるという要請、そういうう
とがいろいろ総合されまして、公營及
び公庫の中で今一番中心的な形をとつ
てきたものが中層アパートであり、そ
の内容からいえば、勤労者住宅、産業
住宅といった形のものが、進歩の一端
先端をとつてきたといふふうにわれわ
れは見ておりますが、これらのものを
資金的に、ただ今の二つの建前に集中
するということになしに、こういう自
然的に進んできた形のものをこの際公
團といふ形に取り上げて、これへ特別的
の資金処置を講じてやつてゆこうとい
うのが、実は経済的に来た政策の持つ
て行き方でありまするので、従つて、
いわゆる産労住宅の相当部分はこれへ
実質的に移したりいたしたことから考

行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものと目的とする。こうはつきりしてあるのですね。それでこれは「住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者のために耐火性を有する構造の団地住宅及び宅地の大規模な供給を行ふとともに、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」こうなっております。そこでこの住宅困窮者に対しては同じような目的を持っておりますけれども、少くとも産業労働者住宅資金はこれは全然目的から違つてきておるのですね。住宅金庫は金のない者、これは家があつてもなくともかまわないのです。文化的な生活を営みたいという人は金を貸してやる。こういうことなんです。従つて、この三つの法律を考えますと、おのずから対象というものが変つてきているのです。

ないのです。ここで初めて「住宅に困窮する労働者」ということが……。されは私ども出しておりますけれども、日本分譲住宅公社法案ではつきりとたってあります。国設住宅法案にもありますけれども、たつてあるのです。これがわれわれと一致するところです。

ですから、どういう階層を対象とするか、作文が違うくらいのものじゃないのです。根本的な目的ですよ。この法律を作るための精神なんですよ。あとは枝葉なんです。そういうものをまかし半分の答弁ではいかぬですよ。法文がちょっと、書きそこないか書き足りないか知らぬけれども、そういう住宅政策に対して建設大臣としての責任を持ち、ほんとうに信念を持つならば、この三つの法律に対する目的、精神といふものを明確におつかみにならなければならぬ。あなた、それでは法文をお読みになるにすぎないのでですよ。そんなものではないのですよ。この三つのものをよく目的を消化なすつて、そうして「住宅に困窮する労働者」というものの定義をはつきりとお示し願いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いや、決して私は安易に申したわけではありませんが、現実の事態、まあ法律を作つたときの環境なりそのときの立案者の気持等がいろいろの表現になつておりますから、今の三つの中で、文章からいふと、食い違があるふうに感じますが、御承知の通り、公庫も、公営も、産勞も、その法律を運用する場合においてはここにいう「住宅に困窮する労働者」というものを対象に現実にやつておることは事実であります。

私はそういう気持で、この間に法のネックとするところに食い違はないと申し上げたのであります。なるほど法律の条文だけからいふと、表し方にあるのは違ひがあるかもしれません。が、私の今回のこの法案の意図するところは、現実に今までやつてきておりますような産業住宅のねらいは、そのまま三ついすれをとりましても、住宅政策に関する限り、書いてあらうとなからうと、住宅に困窮する国民に住宅を供給するということには間違いないわけありますから、そういうことを大前提とする限りにおいては、そう食い違ひはないつもりであります。

ただ、ここでお答えになるかならぬかわかりませんが、御論議の焦点は、労働者という範囲をどう考えておるかといふ法律のお尋ねと考えます。ならば、これは私は、少くとも労働者というものは財産で食っているような資本家でないという事であります。しかし法律上のこれはテクニックとしては、いろいろ言い方によつてはあるようであります。あるよであります。ある意味においては、これも労働者といふ言葉を法律に使つたのは、これはかなり新例のようにも考へております。

あります。しかしそれだけではどうも頭金が多過ぎて実情に合わないと、法律がある以上、また要求がある以上はやるべきですが、しかしもある意味において、今までやつてきた産業住宅の欠陥を補う意味において、公団においては頭金のない全額資金をこれで引き受けたっていこうという趣旨でありますから、産業住宅の考え方を、これでもう一段飛躍させたつもりであります。

○田中一君 これは石破官房長に聞きますが、住宅金融公庫の投融資のうち、今度は三十年度は産住に貸し付けられる分はいかがです。

○政府委員(石破二朗君) 昨年の一万戸に対しまして、今年は七千五百戸を予定いたしております。

○田中一君 住宅金融公庫の投融資の中から、産住に貸し付ける分が一万戸分ですか。

○政府委員(石破二朗君) 七千五百戸であります。

○田中一君 そうすると、それに対してもプラス・アルファ二万戸という考え方ですね、建設省は。

○国務大臣(竹山祐太郎君) そういうつもりであります。

○田中一君 この住宅に困窮する労働者というのは、非常に多く過大評価しております。これは非常にけつこうなことだと思うのです。ですから、ただこれを限定せられるものは、こういふことになりますね。あなたは常に産業労働者住宅金融通法、産住の分もこれはできるんだとおっしゃっているけれども、これはここにはつきりと産住といふものの融通法では七千五百戸といふ

第八八二号 昭和三十年六月十六日

受理

風水害対策の特別立法化に關する請願

ら、このような通達方針は変更せられたいとの請願。

願

請願者

鹿児島市山下町自治会
館内鹿児島県町村議会
議長会内 高野季信

紹介議員

西郷吉之助君

鹿児島県の如く台風の常襲する地域においては、例年災害復旧に消費する経費と労力は、ばく大なものであるが、地方財政のひつ迫した今日災害復旧作業は遅々として進まずこのまま放置するならば、将来大災害を引きおこすことは必定であるから、風水害対策の特別立法化をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一〇八五号 昭和三十年六月二十日受理
公営住宅法中一部改正等に関する請願

請願者

三重県桑名市議会議長 伊藤清次郎

紹介議員

前田 穂君

公営住宅法中第十条を「都道府県は、公営住宅の建設、共同施設の建設、または災害に基く補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対し、第一種公営住宅の建設についてはその費用の四分の一、第二種公営住宅についてはその費用の五分の一をそれぞれ補助しなければならない」と改正するとともに、公営住宅の譲渡处分承認についての昭和二十九年十一月十日付建設省住宅局長通達は、地方団体の財政計画に支障をきたすばかりでなく、投資財源が長期固定化するため将来の住宅建設にも悪影響を及ぼすか

第一〇九二号 昭和三十年六月二十日受理
千葉県野田市から川間村、埼玉県庄和村を経て春日部市に至る路線を二級国道に指定する等の請願

請願者

埼玉県春日部市長 山口宏

紹介議員

上原 正吉君 小林英三君 石川 葵一君

今般二級国道百二十九号線が千葉市を起点として、野田市を経て越ヶ谷町、春日部市、大宮市を通過する如く計画発表があつたが、右路線は既に舗装も終りやや満足すべき状態にある如く思われるのにひきかえ、千葉県川周村を経て埼玉県庄和村大字金ノ井に接続する路線は、改良工事もすこぶる容易であり、これが幸いにして指定開発されるならば、同地方の交通産業上に及ぼす影響は誠に絶大であり、特に同地方はこの地点を中心として上流は宝珠花橋、下流は野田橋のみで他に一つの橋もないため、該地点に架橋され新国道の利便はもち論、産業上の振興発展は期して待つべきものがあるから、すみやかに右路線の二級国道指定と架橋計画を実現せられたいとの請願。

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局